

# 淀川水系流域委員会 第4回環境・利用部会

## 議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧ください)。

川上委員 宗宮委員

日 時：平成 15 年 4 月 17 日 (木) 13 : 30 ~ 16 : 35

場 所：京都市リサーチパーク 地下 1 階バズホール

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

これより淀川水系流域委員会第4回環境・利用部会を開催いたします。

司会進行は、庶務を担当する三菱総合研究所の方で務めさせていただきます。私、関西研究センターの柴崎です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、他部会から参加されている委員として本多委員が来られております。

それでは、審議に入る前に幾つか確認とお願いをさせていただきます。まず、配付資料を確認させていただきます。

「発言にあたってのお願い」、薄茶色の紙です。そして「議事次第」。資料1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」。資料2「環境・利用部会の検討班の現状とりまとめ」。資料2補足1「『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）』検討の論点とこれまでの部会での主な意見・やりとり内容」です。資料2補足2、提言と説明資料の比較資料。資料2補足3、説明資料及び具体的な整備内容シートについての委員からのご意見を集めたものです。資料3「4月～7月の委員会、部会、運営会議の日程について」。そして、参考資料1「委員および一般からのご意見」。

最後に、一般の方にお配りしております分厚い資料、右上に「共通資料」とありますものです。説明資料（第1稿）に係る具体的な整備内容シート（第1稿）です。この共通資料につきましては、委員の皆さまには事前にお配りしておりますので、今日は机の上に水色のファイルにとして置いておりますのでそちらをご覧ください。また、一般傍聴の方々につきましては、明日の住民参加部会でもこの資料を使用いたしますので、もし住民参加部会にも参加される場合には、お手数ですが、今日お配りしたものをそのまま会場にお持ち頂きますようお願いいたします。

なお、この共通資料はカラー資料になっております。カラー資料については、一般傍聴の方々には白黒での配付となっておりますので、カラーのものを見たいという方は受付に閲覧用を置いておりますので、そちらをご覧ください。

それと、今日の座席なのですが、お配りしている座席表と少し異なっております、委員の方は一重で並んで頂いておりますので、少しちょっと座席表と相違がある点ご了承下さい。

それでは次に、前回委員会以降に、委員及び一般の方々から流域委員会に寄せられた意見についてご報告いたします。

参考資料1、「委員および一般からのご意見」をご覧ください。

これは、前の第3回部会でも前回委員会からの意見をつけておりますので、前回部会の資料から追加された意見としましては、一般の意見360人以降の3つの意見が追加されております。河川敷利用についての意見、工業用水転用に関する資料が寄せられております。また、猪名川ラブリバー懇談会から河川管理者あてに提出された説明資料に関する意見が河川管理者より届けられておりますので、そちらも入っております。

本日は、一般傍聴の方々にも発言の時間を設けさせて頂く予定です。その際には、「発言にあたってのお願い」をご一読頂ければと思います。なお、委員の方々の審議中は、一般傍聴の方々の発言はご遠慮頂きたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ます。

なお、会議終了後、議事録を作成いたしますので、委員の方々、河川管理者の方々におかれましても、ご発言の際には必ずマイクを通して、お名前を頂いた上で発言頂きますようお願いいたします。

また、携帯電話をお持ちの場合は、審議の妨げとなりますので電源をお切り頂きますようお願いいたします。

本日の部会は、16時30分に終了する予定となっております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは審議に移りたいと思います。宗宮部会長よろしくお願いいたします。

宗宮部会長

それでは、本日の審議を開始させていただきます。

31名の委員の方々で23名ご出席頂いております。では、本日の部会の性格を簡単に整理だけしておきたいと思います。

第2回環境・利用部会では、各班にお分かれ頂きまして、担当の項目について、理念、或いは具体策にまで入って、流域委員会の提言と説明資料(第1稿)との整合性や抜けてないかどうかということをご検討頂いたりしました。

本日の部会といたしまして、他の検討班とも関連が出てくるであろうというところが幾つかあるかと思っておりますので、そういったところも含めまして、主としてそのところをご議論頂いて、また個々の具体策についても検討を進めていきたいと思っております。

本日は、まず各班からどのようなことを審議したのかということリーダーの方からのご報告を頂いた後、個々のテーマについて進めていくこととなります。本日の議論を4月21日に行われます委員会の方で、部会としての状況報告をすることになっております。他の治水部会、利水部会、住民参加部会から同じような報告がなされることになっておりますので、それに向けてできる限り整理したいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは最初に資料1の説明を庶務の方からお願いします。

庶務(三菱総合研究所 新田)

[省略:資料1の説明]

宗宮部会長

それでは、本日の討論に入らせて頂きます。

資料1の4ページ辺りから、4月10日の第3回環境・利用部会での各検討班での主要検討項目が並んでいます。それから、資料2で、自然環境班、水質班、利用班のそれぞれリーダーがまとめをつくっております。それからさらに、資料2補足1というのがありまして、その中のもう少し細かい内容がありますので、この3つの資料を見比べながら、内容をご理解して頂けたらと思います。

それでは最初に、自然環境班の方からご説明頂けますでしょうか。

川端委員

資料2に基づいて簡単に経緯を説明させて頂きます。

説明資料(第1稿)が出て、その後、説明資料(第1稿)の具体的な整備内容シートというのが出ました。その2つの資料を見させて頂きまして、提言とどの程度整合性があるのかということを中心に検討しました。

具体的に言いますと、最初に、説明資料(第1稿)に関する委員からの意見として、2月10日に質問を受け付けるということで、様々な意見が出てきました。その後3月20日までにさらに意見を受け付けまして、自然環境班では3月27日にそれらの意見を踏まえて議論いたしました。それ以降4月7日までに、さらに委員から意見を頂きまして、4月10日の自然環境班の議論に委員の意見を反映させながら議論いたしまして、今日に至っています。

資料2補足1に3月27日と4月10日に集中的に行われた自然環境班の議論を項目別に挙げてみました。全部で6項目あるのですが、その見出しに、提言の何々が反映されていないと書いてありますが、これは何々の観点を考慮して欲しいと言いかえることができるかと思えます。

具体的に言いますと、一点目は、自然が自然を、或いは川が川をつくる理念というものを反映させて欲しい。それから二点目は、住民とどのように具体的に協働するのか、その観点をもう少し明確にして欲しい。三点目は、アセスメントの方法を検討して欲しい。例えば、提言に反映されているアセスメントというのは、戦略的環境アセスメントの考え方が強く出ていると思いますが、それに沿って説明資料(第1稿)が反映されているかどうかを検討して欲しいということです。四点目は、生態系の保全の考え方について多面的に検討して欲しい。それから5点目として、生物の生息に配慮した具体的な施工をどのように考えているのか、それが不十分ではないかという点も議論いたしました。それから、議論の最初から最後まで問題になったのは、河川管理者と委員会で使っている用語の内容が具体的に一致しているのかどうか、一度整理した方がよいということでした。これは提言が説明資料(第1稿)に反映されているかどうかを検討する時に重要な観点になると思えます。例えば、具体的に6項目の下に例を挙げておきました。どういうものをビオトープととらえているのか、或いは、回復や再生というのは、何ができたらそう言えるのかということをお互いに理解しておく必要があるのではないかとということが話に出てきました。

6つの論点について、どういうことが議論されたかですが、例えば、自然が自然を、川が川をつくる理念というのは、具体的にどういうことを提言の中では意味しているのかということです。例えば、野性生物保全のために何もしない区域や立ち入り禁止区域の設定も考慮に入れて、例えば川が川をつくるという内容の中に入っているのだとか、自然を回復させるといっても、お手本がなかったらどのように回復したらよいかわからないので、自然環境が良好に現存しているところを極力保存することも必要ではないかという点についても議論をしました。

それから、管理をする、或いは保全をするという意味では、川だけではなくてその周辺の森林と河川を一体のシステムとしてとらえる方法、そういう観点も考慮して欲しいということでした。また、河川では水量や地形が時空間的に変化するわけですが、その変動を許容できるような河川空間を確保する必要があるのではないか、等々について議論いたしました。これらを全部ひっくるめて、川が川をつくる理念も考慮しながら、説明資料(第1稿)に反映させて頂きたいということです。

論点2番目から6番目まで時間の都合で説明できませんが、資料に書いておきましたとおり、いろいろな意見を出し合いました。以上です。

宗宮部会長

それでは、水質班の方の状況をご説明いたします。

4月10日の検討班に少し詳しく話をしようということで挙げましたものを、お手元の資料2の補足1の5、6ページに挙げておきました。

資料2補足1の5ページ目には、水質班の論点として、説明資料(第1稿)に対して河川管理者の方へ質問事項を7項目挙げさせて頂きました。これについて4月10日の検討班で、それぞれお考えを伺いたいと思っていたのですが、十分な時間がなく、1項目ずつお答え頂くというような状況にはなっておりません。

資料2補足1の6ページ目には、水質関連の論点の整理ということで、現状認識と理念転換についてと、河川管理計画のあり方や整備の内容についてどんなものだろうかということを含っているかどうか、或いはまた、今抜けているのだろうかというところを挙げさせて頂きました。

提言の中には、流域全体として水質の管理もできないかということを中心に大きなポイントとして挙げております。それに対して、説明資料(第1稿)では、なかなか現実には流域全体で水質管理をするということは難しいのだというような方向が書かれていました。これに対して、河川管理者への質問事項のところをご覧頂きましたらおわかりのように、これから実際、河川整備計画をやる中で、河川の管理をするという体制の中に水質の総合管理というのが入るのかどうかと問いかけたわけなのです。実際問題として、水質というのは生態にも関係しますし、河川の物理的環境状況にも影響してきますので、管理を単に水質だけ取り出してやるというのは非常に難しいかもしれません。ですから、水量と水質とペアにしながら管理するというやり方が重要であるということです。3月27日の審議の中で、これはモニタリングではなく、マネジメントでなければいけない、河川のマネジメントをする時の方式を出して欲しいというようなことがあったものですから、お聞きしたわけなのです。これに対する河川管理者からの返答は、流域の管理をする琵琶湖・淀川水質管理協議会(仮称)を設置するので、その中で考えたいという話が殆どでした。

また、環境の時代に入ってくるので河川サイドで望ましい姿はどのようなものかというのをベースにしながら、目標水質のようなものを設定して外に向けて発信していく管理のあり方というのではないのか、望ましい水質というようなものを設定することないのかといった問いかけをしたのですが、河川管理者からはそういうスタンスも今はないということで

した。

結果的には、環境基準値というのが水系の管理目標として設定されておりますので、それが厳然として存在をする以上は行政目標としての数値はそれが唯一のもので、それ以外のものはなかなか難しいということです。新たに河川サイドとして水質目標を設定したとしても、他部局なり他機関において認知されるということはかなり難しくなってくるというようなニュアンスのご説明もありました。

水質班としては、水質を測定する機関がいろいろなところにわたっているので、そういう情報を全部集約して1つにまとめて管理するところまでが、まず第一歩ではないかというようなことで、協議会の設置というようなことが記されているわけです。

また、具体的な手法についても若干出ておりました。今までの各種の方策、或いは施策に対してB/Cというような形で便益計算とかもやられたことはありますかというような問いをかけたのですが、個々のケース、ダム个个の単位操作についてはやったことがあるのだけでも、全体として必ずしもB/C的な発想で仕事の評価をしたことはないというのが、河川管理者の返答でした。将来、例えば、ワンドをつくるということになれば、ワンドをつくったがゆえにどうなるのだというB/C的な発想がなければ今度は困ってくるだろうと考えられます。ワンドをつくることによって水質がどう変わるのか、どう影響があるのか、生態系はどうかということにも繋がっていきますので、その話をまた詰めなければいけないだろうと思います。

それから、湖沼・ダム等についてもデータがかなり蓄積されているのですが、なかなか統一的な解釈、評価をするところまで来てないという話も出しましたが、まだそこまで十分な解析が進んでないというようなことです。

以上、資料2補足1の5ページについてでした。

6ページについては、既にお話ししたことが殆どなのですが、自然浄化機能の増進と具体的な対策の評価と効果の把握、それに基づく順序だった整備というようなことも書いてはおきましたが、基本的にいろいろな施策がされてはおりますが、その評価なり成果なりというものに対して、どういう尺度でどう把握するかというのはまだこれからの問題だろうということです。12項目を挙げておりますが、十分詰められていないところもあります。

「討論の成果と方向性」ということで1から5番まで書きましたのは、いわゆる目標水質の設定は殆どできない、縦割り行政の中では複雑な複合的な関連機関が関与してくるのでその全てに認知されることは難しいとかせん管理者は考えていらっしゃるわけですが、これは事実そうだろうと思います。しかし、ひょっとすると河川サイドが望ましい、自分の方針というのがあってもよいような気がしているわけです。あくまで目標水質ということですから、そんなことを考えております。

2番目としては、もし仮にでも目標が設定できれば、積極的な水質マネジメントができるようになってくるのではないかということなのです。それがないと環境基準に合っているからもうよいのだというようなところで水質の管理は終わってしまうということになってしまうのです。目的別水質マトリックス的なガイドラインを設定してはどうですかという提案もあったのですが、なかなか中身をどうしますか、わかりませんということがあり

ます。ただ、そういうような、もう少し幅の広げた水質の管理の仕方みたいなところまで入ってもらえればありがたいなという気がしています。

それから3番目は、ここに書いてあるのは、自浄作用を使ってきれいになるからよいではないかということかと思いますが、自然の生態系さえ復活すれば自浄作用に期待できて、それで浄化が進むのだということで、本当に評価が進むかどうかなのです。人の生活も変わってきますし、使う材料も変わってきますし、本当に責任ある管理ができるかどうかということになってきますと、もう少し違った水系の水質管理のあり方をやはり設定しておく必要があるのではないかと思います。

4番目は、住民の持っている問題意識、或いは情報をもっとうまく引き出してきて、行政の中に生かしていくというシステムをつくって欲しいということです。これは先ほど川端委員の方からもお話がありましたが、いわゆる聞き置くのではなくて、きちんと支えるデータとして形をつくる方法を考えて欲しいということです。

5番目ですが、琵琶湖・淀川水系連絡協議会の組織、活動範囲についてはアイデアが示されていて、図面も描かれてはいるのですが、従来のいわゆる淀川水系汚濁防止連絡協議会のイメージが非常に強くありまして、委員の中でも、年間の水質情報の交換会とか、緊急時の上水道関連機関が実働して対応するものということとなると、今とあまり変わらないのではないかなというような雰囲気になってきています。多分中身は、これから具体的にどんどん詰めていかれることになろうと思いますが、河川管理者として関連情報の収集をして、それを常時監視し使っていくというような事業を遂行する、いわゆる財政的なバックとか、人的なバックをつくり上げ、分析・解析・モデル予測・警報等を出すための場所として欲しいですし、教育をする、データを読める人をつくるか、解析・公表する機関として十分なこの機関を位置付けるような方向で是非考えて欲しいと考えています。

最後にも書きましたが、特に琵琶湖淀川水系には、琵琶湖淀川水質保全機構というような水質を特異的に取り扱う機関も既に片一方にありますので、それとの協働は一体今後どうなるのかという辺りも十分把握して欲しいということかと思っています。

また、これは私の個人的なまとめのようになって申し訳ないのですが、資料2の3ページ辺りをご覧頂きますと、「プロローグ」と、「環境成果と方向性」を書いておきました。いろいろな議論を4月10日にやったのですが、「河川水質値の管理は公害の時代の環境基準値に準拠する方式しか考えていない。ここにしか管理根拠がないと認識している。管理の根拠が明確でない目標水質値を上げて、規制の設定や基準遵守等の指導は出来ない。」ということになってしまったということで、目標水質値を新たに与えることは難しいのではないかなと思われまます。

また、各地域特性に応じて、地元住民の意向や同意を得つつ管理目標として水質値を設定していく方向のようなものが当然あってよいのではないかなということがありまして、何も1つの限られたものではない、地域ごとの目標設定水質値があってもよいのではないかなというようなご意見も出ていたわけですが。

また、河川整備計画(第1稿)の4.2.4の水質の項で、実は「生態系から望ましく、安心して水辺で遊べ、水道水源としてより望ましい河川水質等を新たな目標として・・・」と

書いてはありますけども、これを具体的にどう生かすか、どういう数値、どういう方法でやるのかということについては、まだこれから検討して頂かないといけないという状況になっているということです。

河川法上可能な水質の監視とか悪水排水事業所への立ち入りというのは、従来殆ど行われていないということですから、河川サイドからもっと強力でできることがあるのではないかと思います。もちろん直接排水しているのではないとできませんのですが、そういうところがまだあるのではなからうか、そういう体制が将来は要るのではないかとということです。

そんなことが出てまいりまして、水質の方としてはやって欲しいことばかり言っていますが、具体的な施策をこれから、今日また議論しようというようなことで終わっております。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

私が言ったこととニュアンスが違っているように思うので、そういう意味で補足として申し上げたいのです。

我々の方から環境基準にかわるような何かのものを示すことはできるのだと思います。それを実効性のあるものにした時に、それが環境基準にかわっていくというイメージで申し上げたのです。ですから、今の環境基準に準拠するのではなくて、その何か環境基準にかわっていくなら、またそれに準拠していくという形になるというつもりで申し上げました。受け身ではないというつもりで申し上げたのです。

それが、うまく認められれば環境基準になっていくのではないかとというつもりで申し上げたのです。

宗宮部会長

わかりました。おっしゃる通り、各都道府県の水質審議会の方で取り上げて頂けたら形になっていくということは、あり得ることだと思います。

それでは利用部会の方でお願いいたします。

榭屋委員

資料2の5ページに基づいて説明いたします。

この資料では、提言の項目に従って、説明資料(第1稿)が大体どういう方向性にあるかということを示してあります。この資料は、非常に大まかなベクトルが合っていればよしというような考え方で書いてありますので、検討班の委員の方々に、別途補足して頂ければありがたいと思います。提言が東の方を向いて行っているとすれば、説明資料(第1稿)をチェックした範囲では北東だとか南東くらいも入っているのかなという気もいたしますが、細かいところまでは触れておりません。

まず1番の水域利用ですが、「泳げる川・遊べる川」に対しては、例えば急傾斜護岸の緩傾斜化等を実施していますというお話がありました。問題は水質ではなからうかというこ



とです。それから、ポート・カヌー等の利用に関しても、使えるようにポートを計画しておりますということです。それから、水上バイク等の利用規制、淀川水面利用調整協議会という組織が現在あるわけですが、そういったところで利用区域の規制等を行っているということでもあります。

それから、水陸移行帯の利用に関しては、水陸移行帯のために横断方向の河川形状の修復を計画しているということですが、提言で示したように水陸移行帯という区分を新しく設けてはどうかということに関しては、そういうお気持ちは今のところないというのが河川管理者のお話でした。

それから、高水敷の利用ですが、提言の理念としては「長期的にグランド等を堤内に戻していく」ということを言っておりますが、そういうことを念頭に置きながら、新たに河川利用委員会を設置して、占用とか使用のあり方を見直していくということで、この委員会の詳細については別途情報提供を受けるという予定にしております。一部の高水敷では、冠水しやすくなるような形状の変更というようなことが計画されています。

また、ホームレス対策とか違法行為対策、迷惑行為対策ということについても計画がされているということです。

それから、舟運につきましては、緊急用船着き場については既にもう一部設置されているところがありますし、これから計画されているものがあります。あとは、閘門の設置ということで、これは淀川大堰ですが、その閘門の設置の検討、それから枚方市付近から上の方で水深が浅いところがありますけど、そういったところの水深確保対策の検討等を実施しているということでした。

それから、6番目は漁業ですけれども、漁業に関してはちょっと記載がなかったのですが、その件についてはちょっと話題になりまして、現在漁業を、河川管理者として、この河川整備計画の中にどう位置付けるかということ、今検討しているのだというお話です。

それから、砂利採取につきましても、砂利採取規制計画等に基づいて管理を実施しておりますよということです。

それから、8番の諸権利ですけど、議論した資料ではここについては特に議論していないということですが、河川利用委員会等でそういったことも見直すということを書いてあったので、一応見直す予定になっているというようなことで書いてあります。

先ほど申し上げたように、非常に大まかにベクトルが合っているか合っていないかということを書いてありますので、また後の議論の中で、検討班の委員の方にご意見を頂ければありがたいと思います。

以上です。

宗宮部会長

各班のおよその流れを把握頂けましたかと思えます。各班の委員の方々に、これが抜けている、私はこう思うという点がありましたら、ご発言をお願いしたいのです。

## 川端委員

水質班、利用班、それから私の所属する自然環境班で共通する項目として、基準という考え方が出てきたと思います。水質基準、それから例えば自然環境班でいいますと、生態系を回復する場合に何を参考にするのか、参考される側が基準になるという形になると思います。自然環境班の中で、基準に関する議論の別な点としまして、1960年代の河川というものを参考にして自然環境を回復させてはどうかというのが提言の中に書いてあるわけです。

それで、1960年代の河川というのは、どういう河川なのかという議論がありまして、結果的にはこうなのだという結論までは至ってないのですが、河川管理者側、或いは委員会側で様々な意見があるということだけを、ここでちょっとつけ加えておきたいと思います。

## 宗宮部会長

1960年ということですので、昭和35年ということです。南湖にも水泳場があった時代ですし、只今のような水質基準といってもいろいろな考え方がありまして、提示の仕方もあろうかと思えます。

水質班の方でも、個々の細かな水質を与えることはできないのならば、食べられる魚がいるレベルとか、泳げる水質とか、そういうような相対的に評価できるようなところであらわすのも、1つの判断基準ではないかというご意見は出ておりました。

何かそのような、全体に関わるとは思いますが、河川の状況説明、それから水質なり基準値の考え方みたいなもので何かありましたでしょうか。

## 山村委員

自然環境の場合の基準と水質の場合の基準とでは若干違ってくるとは思います。基準といった場合には、法律で決められているような基準と、そうでない別の、河川整備計画の達成目標としての基準と2つ考えられるわけです。法律で定められている例えば水質基準とか、排出基準等、それから例えば自然公園法等で決められている基準等、これは法的な基準ですが、いわゆる法律による権力的な基準達成の手段というのは、許可等の手段が決められております。我々は、これを統治、ガバメントによる手法だと言っておりますが、昔はそういうことであつたのです。

ところが、先ほどちょっとマネジメントという言葉が出てきました。例えば河川管理者の権力で、いろいろと基準を守らせていくというのは、非常に限られているわけなのです。そうしますと、河川管理者以外の何らかの方法で、法律の基準以外の、先ほど言ったマネジメントの目標を達成させる手段はないかということが、最近いろいろ国際的に議論されているわけなのです。

そうしますと、先ほどから言っているマネジメントという言葉は、権力によって基準を達成させるというのではなくて、住民の力とか契約とかいろいろな手法を使って基準を達成させようという方向で、各国の政府はいろいろなことを工夫してきているわけなのです。

ですから、例えば先ほど言っている水質基準ではなくて、飲める水だとか、或いは生物指標を使うということがありますね。魚が棲めるような状態という生物指標がありますが、その生物指標を達成する目標というのは、現在の法律で強制手段がありませんので、行政手段以外によるところの、住民活力の活用だとか、或いは企業との契約だとか、いろいろな手法を使うことによって達成はできるということなのです。

そのためには、河川管理者だけではできないと言われていまして、アメリカのように各官庁と企業との間で、コンソーシアムと呼ばれていますけども、共同体をつくりまして、それで流域全体を統合的にマネジメントしていこうという手法が行われているわけです。これは、ガバナンスと呼ばれておりますけれども、ガバナンスというのはマネジメントよりももう1つ進歩して、例えばこの生物とか動物とか、物が言えないような立場に立って考えましょうという考え方です。そういう弱い者の考え方も入れて考えましょうといった形でいろいろな手法を活用していくことができるのではないかと思うわけです。

例えば昭和50年頃から、今はなくなりましたが、私は淀川を守る会のメンバーでずっと活動していたことはあるのです。ちょうど、ワンドがつぶされるような時でしたので、そのワンドの保護等をやっておりました。その時に、淀川を守る会が植生や魚類の調査をしているのです。そういう資料というのは、探せば出てくると思います。一番重要なのは、自然保護に関して言えば、自然生態系についての環境の資源目録、アメリカではインベントリー（目録）と呼んでおりますけれども、この川のどこにどういう貴重なものがいて、どういう植生があって、どういう魚が棲んでいたかという記録です。例えば昭和35年にはどうだったか、昭和50年にはどういうものがあつたかと、何かそういう記録は探せば出てくると思います。昔調査した記録も多少私のところにも残っております。その目録、インベントリーを参考にして、それをどこまで回復するかということを考えていけばよいと思います。

それと、今すぐというのではなしに、河川整備計画は30年計画ですから、それぞれ5年、10年、15年、20年に分けてこの計画を立てて、10年後にはこれだけ回復するとか、20年後にはこれだけ回復するとかいうタイムスケジュールは、やはりつくっていかねばいけないと思います。例えば、これは利用のことについても言えることで、河川敷の公園利用とかゴルフ場の利用を全部解消するというのを今すぐと言っても、これは無理なので、ゴルフ場等を30年間でどのように段階的に回復していくかというタイムスケジュールを立てながら考えていこうというのを、やはり考えるべきではないかと思います。今すぐというのと猛反対が出てきますし、環境資源目録との関係で、河川の回復をするためには、河川敷の利用をどのように段階的に変化させていくかということが必要だと思います。

それから、利用の関係でちょっと意見を言いますと、河川敷の利用の問題は堤防の内部、いわゆる堤外地だけの利用を考えていたのでは駄目ではないかということです。いわゆる堤内地、堤防から外を例えば50m、少なくとも100mくらいの範囲の利用規制、それも河川法の中では考えられるのではないかと思います。ですから、そういう検討も行うべきではなかろうかと思います。

しかし、堤内地ということだと、ちょっと河川法では対応できませんので、関係官庁

との協定とか、それから住民参加とか、いろいろな形で解決していくという方向をとる必要があるのではないかと考えております。

#### 宗宮部会長

非常に幅広い、マネジメントからさらにガバナンスへと、それから、法律や基準等による管理から住民の視覚、感覚まで入れられるような組織づくりみたいなのがあってもよいのではないかというようなお話がありました。多分、これは生態も水質も利用も全部重なっていくのではないかという気がいたします。

#### 矢野委員

今、基準の話が出ておりましたので、一言お話しさせて頂きたいと思っております。

今、厚生科学審議会で新しい水質基準の審議をしております、それで水質管理専門委員会のまとめが大体できまして、4月13日までの1カ月ほど、パブリックコメントがありました。その中に、例えば今までの基準ですと、快適水質項目ということでカビ臭物質の2MIBとかジオスミンというのが挙げられておりました。これらは今までは目標値でしたが、今度は基準値ということで挙げておられます。

その数値が、実は非常に厳しい数字で、通常ですと例えば粒状活性炭で処理しなければとれないようなオーダーの10ng/Lという、濃度レベルで、そのくらいのオーダーが基準値として入ってまいるわけです。そうしますと、実は新しい水質基準というのは水道の側から見れば非常に厳しい数字です。一方、特に淀川系統ですと上流から下流までありますけれども、上流側のいわゆる高度処理、オゾン活性炭処理をしてないところでは、非常に厳しい数値なのです。大阪府下、それから阪神間の一部では殆ど高度浄水処理化されておりますのでさほど問題とはなりません。現在、水道の分野の方で、非常に水質基準に対して、パブリックコメントでいろいろな意見が出ているようです。

今までは、いわゆる「におい」というようなものは、水道の分野でいいますと、性状項目として規定されておりました。要するに、感覚であるおいであるとか、色であるとか、そういうジャンルに入るようなものが基準化されつつあるということです。琵琶湖、淀川、特に琵琶湖の場合ですと、においが出ますと、これは基準値にひっかかってしまうわけです。そうしまして、多分ある一定のレベルのカビ臭の濃度であれば大丈夫、粒状活性炭でいけますよということなのですけれども、例えば富栄養化がさらに進んで、高いカビ臭発生になりますと、到底それではとれなくなります。そうしますと水質基準違反ということになります。この解釈をどうするかというのは非常に大きな問題になっております。

今までは目標値でしたから、目標に達成するような、最適な処理をすればそれでよかったのですけれども、今後は、とれないところは基準違反ということになりますので非常に水道の分野は悩んでいるところはあります。

もう1点、例えば水質基準ということではないのですけれども、病原性の微生物関係で例えばクリプトスポリジウムという原虫の課題があります。クリプトスポリジウムにつきましても今までは、そういう恐れがあれば暫定指針等でろ過施設等を設置処理しなさいとい

うことでした。それが水道法の中の、衛生上の措置の中で必ずろ過しなければならなくなりました。今までは例えば、伏流水とか地下水ですと、殆ど塩素を入ただけで水道水として出しているところもありますし、簡易ろ過をやっているところもありますので、それをかなり厳しい管理をしなければいけないという法律化も進められつつあります。

そうしますと、要するに河川、湖沼の水質が保たれないと、非常に利用者にとって大変なリスクが出てくるのだということだと思います。

先ほどからいろいろ意見が出ておりましたように、河川であるとか湖沼である公共水域の水質基準目標というのは、やはりあるレベルの設定はされてないと難しい問題が出てくるのではないかなと思っています。

今、水道の方ではそういう基準が設定されつつありまして、恐らくこの5月くらいに新しい基準の設定にいくのではないかと思います。そうしますと来年の今頃には新しい水質基準になるということになります。もちろんこれは、水道事業者としましては最大限の努力はしていきますけども、人的、技術的、それから財政的な問題もありますから、なかなかすぐにはその対処が難しいのが実情である。ある程度猶予期間等も要すると思いますけれども、多少混乱した状態が今、全国的に起こっております。やはり、湖沼であるとか貯水池、河川の水質の基準設定が必要ではないか、今までの環境基準と違ったものが必要になってくるのではないかと思っています。

宗宮部会長

飲み水としてでき上がった時点で、規制値のより厳しい項目が来年早々に出てくるだろうと思います。

これは、原水の時点で対応してもらわなければならないという面があるということ、今ご指摘になったのだろうと思います。

有馬委員

提言の方では水陸移行帯という言葉が使われていますが、説明資料(第1稿)の方では一貫して水辺移行帯という言葉で表現されています。これはどう違うのかということ、実に意味深なところがあると思いますが、意味深なところを、利用だけではなくて環境も水質も全部含めて、水辺移行帯なのか水陸移行帯なのか、はっきりさせておかないといけないと思います。利用班の報告でも、水陸移行帯ということが出ていますが、説明資料(第1稿)は水辺移行帯とありましたので、あいまいにしたままでいくと後々困ることになるだろうと思います。

同じようなことで、高水敷利用のところ、冠水しやすくなると表現されていますが、私の頭の中で、冠水があれば、当然冠水による攪乱があるのだと、そのように考えています。せんだって参加した河川工学の先生方の集まりでは、河川工学の先生方は冠水といいますと水をかぶるだけとお考えになっているのです。何故、冠水が生態系に影響するのだというようなことを聞かれて、そこではっと気がついたのです。冠水というよりも、冠水による攪乱、その攪乱が生態系に影響するのだということをはっきりさせないといけない

と思います。ですから、「冠水による攪乱を受けやすい」くらいに変えておいた方がよいような気がするのです。

以上2点です。検討班で分かれていくと、同じ中身がそれぞれ違った場所で検討されたり、検討されないままに置かれたりということがあるみたいですので、一応言っておきました。

宗宮部会長

3月27日だったでしょうか、同じような議論があり、今本委員から、水陸移行帯の方が言葉としてはよいのではなかろうかというようなご指摘もありました。議論の中でも、水陸移行帯と水辺移行帯ということが、確かに併記されたような格好で出てきております。部門によって違うのか、どうしたらよいのでしょうか。

今本委員

私は専門でもありませんので、私からお答えするわけにはいかないのです。

提言のとりまとめの最終段階におきまして、ある委員から、水辺移行帯というのは非常にあいまいな言葉である、学術的に言えば、水と水域、陸域の途中の段階をいうのですから水陸移行帯とした方がよいのではないかというご意見が寄せられました。そのために、水陸移行帯という形に統一しようと思って変えていったのですが、見落としがあって、提言には水辺移行帯という表記が残っているところがあります。もう少し私がきちんと見ておけば、全て水陸移行帯に提言ではなっていたはずですが。

水陸移行帯という言葉がよいのかどうか、私は専門外ですのでわかりません。最後の段階でそういう意見が出て、私自身はその意見を採用して直したということです。

宗宮部会長

倉田委員、その辺の一般的な、学問的というか通念みたいなものからいえば、どのような感じなのでしょう。

倉田委員

私は経済学、水産学、或いは人類学をかじっているのですが、そういう立場でいいますと違和感のある表現なのです。

水と陸との移行帯とはどういう意味なのだと、何か移行するものがあればよいのですが、むしろ変化の状態を伴う場所を指しているのでしょうか。ですから、そういう点でいいますと、我々漁業関係で使っているのは、水をたくさん、よくかぶるという冠水といいますね、頻冠水帯とか、そういう言葉で表現をしていますが、これも学術的ではないのです。一般的な表現の中でそういう表現をされているので、ああ、ああいうとこだなという理解をしていたのです。

この会議に出てきまして、こういう移行帯という表現が出てきて、こういう言い方を物理系の方はなさるのだなという理解をさせて頂いていただけて、どうもなじみのない言葉

だという感じですね。

今本委員

混乱しているようですので、私からきちんと説明しておきます。水陸移行帯にした方がよいと主張されたのは、川那部委員です。

有馬委員

提言を見ますと、すぐれた水辺移行帯のあるところは水陸移行帯を云々と書いてあるのです。ですから、提言では、水辺移行帯と水陸移行帯をはっきり分けて、本当にあの水際のぴちゃぴちゃとしたところが水辺移行帯で、提言では高水敷も堤防まで含めて考えていらっしゃるなど、私はそのように理解していたのです。

宗宮部会長

どうまとめたらよいのか、大変難しいです。

提言をまとめるにあたってご苦労頂いた今本委員の方では、一応提言は水陸移行帯でまとめたということです。もし表現が残っているとすれば、水辺移行帯は水陸移行帯と書くべきであったという発言が今先ほどあったとこなのです。ですから、提言としては、水辺移行帯を水陸移行帯と読みかえたというのが今の状況だということです。

有馬委員

ちょっと待って下さい。私が言いましたのは、提言が水陸移行帯なのです。そこはきちんと水辺移行帯というものも認めて、水陸移行帯を守っていきましょう、そういうのをつくっていこうということです。

私が言いましたのは、水陸移行帯を提言では出しているのに、河川管理者の方から出た河川整備計画の説明資料(第1稿)では水辺移行帯なのです。具体的な整備内容シートを見ますと、水辺移行帯公園みたいなものがあらわれてきているのです。これは、水陸か水辺かという、その辺の理解の悪さが影響しているのだと感じているのです。

宗宮部会長

わかりました。どこかで統一して、説明をきちっとしなければいけないのかもしれませんが。或いは、提言と説明資料(第1稿)の作成が時間的にずれていて、言葉の把握が違っていたのかもしれませんが。その辺りは河川管理者の方で、特に意図して水辺移行帯で書いたということはありませんか。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本)

前回も検討班でそのような議論がありまして、私たちが水辺移行帯と書いているのは、提言で言われている水陸移行帯と同じ意味だと思って書きましたと言っております。但し、水陸移行帯という用語にするのか、水辺移行帯ということにするのか、用語については、

さらに我々としても皆さま方にいろいろとご意見を伺いながら検討していきたいと思っております。我々は、水陸移行帯と水辺移行帯というものを、あえて分けて認識しているわけではありません。

それから、ついでと言っては何ですが、1点だけ、資料2の5ページ、「3. 利用班」の「水陸移行帯利用」というところ、この2つ目のところで「今のところ水陸利用帯という区分を新しく設定する予定はない」ということを、河川管理者が答えたようになっているのですが、誤解があるといけないと思います。

提言では、水陸移行帯というゾーンを設定するとなっているわけです。それに対して私どもの説明資料(第1稿)では、そのようなゾーンを設定するという事は書いておりません。それについて我々は、提言は言われているのだけでも新しく設定する予定はないですよと言っているわけではなく、私が申し上げたのは、河川の横の連続性、或いは縦の連続性という場合に、また川の中に、この線からこちらは水陸移行帯でこちらは高水敷ですよという設定をすること自体が、連続性を修復するという考え方からいって、いかがなものかということでした。そういう意味で、我々は、新たな水陸移行帯というゾーンを設定するという考えは、今のところ出しませんでしたと説明いたしました。しかし、そのような水陸移行帯というものを大切にしなければならないということについては、いわゆる提言と我々とは一致しておりますよということを申し上げました。

水陸移行帯を設定する予定はありませんということをもし我々が言ったら、これは委員会の方から我々に対して、もっときつくおしかりを頂いたらどうかと思っております。

#### 梶屋委員

河川管理者からご説明があって、これを非常に短く書いたらこうなったということです。

ちょっとこれに関しては、私もいろいろとりまとめをしている時にいろいろなご意見があって、区分を新しく設定しなさいという話、しかもそこを利用禁止にしなさいというような話も、たしか谷田委員がいろいろ意見を言われたと思います。ちょっとご意見を聞かせて頂きたいのですが、その辺いかがでしょうか。

#### 谷田委員

移行帯、いわゆるエコトーンですね。よく教科書で言われるのは ATTZ、Aquatic Terrestrial Transition Zone (アクアティック・テレストリアル・トランジション・ゾーン) というのがありますけれども、そういう場所というのは、水陸の両方の生き物にとって非常に重要で、生物の多様性の集中する場所だということです。ですからそれを大事にしましょうということで、水陸移行帯というのを再度申し上げたのです。逆に言いますと、ある時は水域になりますし、陸域になるというようにずっと入れかわっているゾーンなので、別に新しいゾーンとして設計してできるようなものではないわけです。

そういうお答えでよろしいですか。そういう意味では、先ほどの宮本所長の理解とそれ程違ってないと思います。



宗宮部会長

ディスクリート(厳密)に、個々から水、ここから陸と分けて、文字として「水」「陸」移行帯というのをつくったのではなくて、変動を全部加味して、変化し得る場ということで、水になったり陸になったりする可能性がある流域を水陸帯というような感じで設定して考えているということだと思います。

どこかで何かきちっとした解釈とありますが、理解をつくっておかなければいけないのかなと思います。

大体、基準とか、或いはまた基準のあり方とか、言葉の話も2つ3つありますし、先ほど言われました冠水の話も、有馬委員の方から出して頂きましたのですが、これも多分、そこらで定義をきちっとしておいた方がよいかということですね。冠水で水がかぶるだけではないのですよということですね。冠水による攪乱があるから、あえて言いますと、洪水があると肥沃な土壌が流れてくるというのは、十分考えていかなければいけないだろうと思っています。

他に、特にこの際、新たに議論しておいた方がという、何かありましたでしょうか。

本多委員(他部会所属)

自然環境班に参加させて頂いております。水質と利用のところで意見を言わせて頂きたいと思います。

1つは、住民がやはりどのように河川に関心を持って頂くかということ、そういう住民参加のことが1つ大切かなと思います。皆さまが生活される中で、蛇口をひねったその遠くに川があることを意識できないということではなしに、蛇口の下に川があるのだと思って頂ける、そういうような環境教育をしていく必要があるのだろうと思います。

鳥がいる、魚がいる、花があるとかということだけではなしに、川を知ったり、理解したり、関心を持ったりして頂く、そんな中でライフスタイルを考えて頂いて、自分にできる参画の仕方で、水を汚さないように家庭からできることをして頂く、そういうような取り組みも必要かもしれません。また、そのように住民が河川に関心を持って頂くということは、地域の川にも関心を持って頂き、川が汚れないように、これは住民みずからが監視していくことにもつながるかも知れないと思います。

実際に、そのように河川に関心を持っておられる方が、毎日、通勤の中で川に来る鳥の数を勘定しているのです。そんなことを愛着として感じながら、毎日見続けておられる方が、ある時急に川で魚が浮いてきた、それを全部克明に、どこに何匹死んでいたというようなことを自分で調査されて、警察ももちろん出てきましたし、行政にもそういう資料を提供されて、どこが河川を汚染したかということも後にわかって摘発されたというようなことも実際ありました。そのように、住民が関わるということの大切さというものもあるのかなと、水質のところでは思いました。

それから、もう1つ、水質は、ただ単に見えがきれいであればよいということだけではないだろうと思います。最近どうも、薬品を流すと逆に水がきれいに見えたりするようなものもあるようですし、自然のように見えていればよいということでは恐らくないだろう

うと思います。その辺もやはり考えていく必要があるのかなと思います。

もう1つは利用なのですが、泳げる川、遊べる川という話が説明資料(第1稿)にあります。緩傾斜化等が計画されているということも書かれていますが、提言にも4-22ページのところに書かれているかと思います。

親水公園をつくったりして、川と親しむということも確かに大切なことかもしれませんが、安全であるということも大切ですが、本当の川と親しむ、多様な自然のある本当の川と親しむためには、やはりハードの整備だけではなしに、安全教育をしっかりと、おへそから下には行ったらいけないのだと、あそこは水が冷たくて深いから行ったらいけないのだというようなことが、私らが小さい時川で遊んでいた時には、年上の人から教えてもらったりしていました。今はそれがありませんから、きっと制度として安全教育をしっかりとというようなこともしなければならぬのかもしれませんが、そういう中で本当の川と親しむということを進めていかないと、何でもきれいに整備してしまって、ここからここは安全ですからと範囲を決めていたのでは、本当に川と親しむということにはつながらないのではないかと思います。そんな中からは、みずからの危機管理能力とか危険回避能力ということも育ちません。

私はため池を調査していたのですが、昔はそこで事故を起こしたら、起こした人の方が、管理者にごめんなさいと菓子折りを持って謝りに行ったそうです。今は、何かあると管理者が悪いと言われてしまって、さくをして近付けないようにして、本当の自然と触れ合うことができなくなってしまっているというようなことがあります。そういうことも配慮をして、何でも親水公園とかというような形ではなく、本当に自然と触れ合えるような安全教育にも力を入れていくというような方向を、利用の中でも考えて頂けたらと思います。

#### 寺川委員

意見として別紙を出しておりますので、それについての発言をさせて頂きたいと思いません。

まず、全体的な問題かと思いますが、説明資料(第1稿)1ページの3に「河川整備の基本的な考え方」というのがあります。提言では4-7で「関係団体、自治体、他省庁との連携」というところで、「関係省庁と進んで協議し、これらの関係機関がもつ長期、中期計画を河川整備計画に適合するように調整することが必要である」とし、さらに「推進における連携の具体案を計画のなかに提示すべきである」としているわけです。

連携のことについて、河川整備計画に明確に位置付けるべきであると思いますが、これからの河川整備計画は、この点を抜きに推進は難しく、流域の水質保全是質・量ともに重要な課題であり、良好な森林の保全・育成は不可欠であるという意味で、特に、全体的に質の問題が説明資料(第1稿)の中では欠けているように思いますので、特にその点指摘したいと思います。

それから、説明資料(第1稿)27ページの4.6.3「各ダムの整備の方針」の中で(4)丹生ダムの2)に、「琵琶湖における急速な水位低下が生態系に及ぼす影響を軽減するための容量の確保を検討する」という文言があるわけですが、この意味が、いろいろ考えたの

ですがよくわかりません。

洪水制限水位への移行期の対応策として言っていると考えられるわけですが、水位操作については根本的な見直しを提言しており、この解決をダムに頼れとはどこでも言っていないわけです。万一ダムに頼るにしても、ダムの貯留水が腐った水であり、この汚濁水が大量に琵琶湖に流入することになれば、比較的清浄な琵琶湖北湖の水質を大きく汚濁することになりかねないのです。従って、この検討項目は、水質についての配慮に全く欠ける方針であり、削除すべきであると私は思います。従来のいわゆる容量の確保という点ばかりで、水質の面で欠落しているのではないかと考えるわけです。

それから、23ページの「利用」のところ、特に水面利用のことが記されているわけですが、水上バイク、水上オートバイの利用規制に対する意見として、以降記しております。既にご承知の通り、滋賀県の方では、滋賀県琵琶湖のレジャー利用規制の条例を施行しまして、この4月1日から実施しております。これについて、我々としてはあまり評価していないということなのです。

前回、私の方から、琵琶湖における水上バイク問題ということで皆さまに報告書をお配りさせて頂いたのですが、ここで滋賀県の方でつくった条例を取り上げると同時に、我々が考えるところの問題点を指摘しております。

説明資料(第1稿)の中では、特に利用面で、滋賀県の方でつくった条例との連携を図り、利用規制を検討し、規制区域を設定していくというような整備内容というのが示されているわけですが、率直に言いますと、滋賀県の条例と連携してやると、あまりよいものがないと思います。ですから、水上バイクを初めとする、有害物質をまき散らし、適正な利用をなかなかやらない、そういったものに対する規制措置としては、むしろ流域委員会なり、河川整備計画の中できちとしたものを出して、それを滋賀県なり関係府県は参考にして、条例をさらに見直していくというようなものにしなければならないと指摘しておきたいと思います。

#### 川上委員

木津川流域、淀川の水質調査を実施している市民団体に属している者として、ご意見を申し上げたいと思います。

委員会の方から河川管理者に提出いたしました提言の趣旨が、説明資料(第1稿)にきちんと反映されているとなかなか思えず、苦しんでおります。説明資料(第1稿)の水質の部分の真ん中の行の「河川整備の方針」と、それから右側の「具体の整備内容」との間ですら、かなりギャップがあるのではないかと感じております。

河川管理者は、これだけしかやらないのか、或いは本気でやる気があるのかと申し上げたいのです。

琵琶湖・淀川流域水質管理協議会という仮称の団体を立ち上げて、その中で流域内の監視体制や総負荷量管理の実施方策、住民参加を促すための取り組み等の様々な課題を検討しますということで、全部そこに投げてしまっているのです。今までの水質班の会議におきましても、結局あれもできない、これもできない、協議会で検討しますという結論にな

っております、私としては大変不満に感じております。

琵琶湖・淀川流域水質管理協議会が、どのように具体的に設立されるのかということを見ますと、具体的な整備内容シートの環境 - 38 ページに、淀川水質汚濁防止連絡協議会のメンバーに、関係省庁や住民代表を追加の方向で調整すると書いてあるわけです。

1 つは淀川水質汚濁防止連絡協議会という協議会は、かなり古くに設立されて、水質事故等の対応について成果を上げられている団体だと聞いております。主として行政、整備流域の市町村、自治体等が参加されてつくられている協議会でありまして、いわゆるモニタリングはやってきたけれども、マネジメントはやってないと私は理解しているのです。もう少し淀川水質汚濁防止連絡協議会の現在の姿が、内容がわかるような資料を、委員会に提出をして頂きたいのです。

それから今後、琵琶湖・淀川水質保全機構もいろいろと発展的に関わっていくべきであると思いますが、琵琶湖・淀川水質保全機構についても、委員の皆さまに、内容といたしますか、取り組みを理解して頂く必要があると思います。その上で、新しく設立される組織を考えたいと思います。

説明資料(第1稿)それから具体的な整備内容シートを見ていきますと、新たな組織として水質管理協議会がつけられると受け取れるところと、淀川水質汚濁防止対策連絡協議会の中に、ごく僅かな住民を入れて組織するというような、何か多少おざなりな対応が見受けられるような部分もありまして、その辺が大変心配しているところであります。

次に、先ほど矢野委員から、水道水の問題について、今検討されている新たな取り組みのご紹介があったわけですが、先ほど宗宮委員の方からもご説明がありましたように、河川流域全体としての水質の管理というものを、我々としては実現していきたいと考えているわけです。我々、市民団体が水質調査をやっておりまして、とてもものんびり構えていられる状況ではないという危機感を持っております。

特に様々な化学物質が入っていて、それが人間の健康に及ぼす影響はさることながら、生物に対する影響も大変心配されます。今までは人間の健康や生命を中心に、水質というものを考えてきたと思いますが、やはり環境の時代というのは、河川に生きている生き物のこと、生き物の健康もやはり考えて、川をよくしていかなければいけないと思います。

従って、人間が使う水道水だけを高度処理して安全にすればよいということではないのです。もちろん、水道水についても、原水をできるだけきれいにするということが大切です。生物への、或いは生態系への視野を含めた水質のマネジメントという方向で進んでいけるように願っております。

#### 宗宮部会長

一たん、この辺で議論を集約させたいと思います。河川管理者の方から、今出てまいりましたような、例えば基準に対する考え方、或いは先ほど住民の参加、住民まで入れた参加のあり方、或いは寺川委員の方から水上バイクの話も出て、或いは水質保全協議会の性格についてというような話も出ましたものですから、そこらで何かちょっとお話ししたいことがあればお願いしたいのです。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

水質の協議会等について、今までどういうものがあって、どういうことをやっているのというような話で、まさにその後、我々はどういうことを考えているのという辺りを今後お示しする中で、そういう範囲ではないのだというようなご指摘を頂ければ、またそこで考えていきたいとは思っているところであります。

そのような意味で、我々もまだこういった協議会を、きちっと枠を決めて、関係省庁なり関係者に全部話を詰めて、こういう内容を検討しましょうということで、さあスタートしますという状況に、今の時点でないのは事実です。おしかりを受けるかもしれませんが、そういった意味も含めて、今の記述が設立の検討にとどまっているというのは、そういう状況であることを反映しておりまして、設立できる段階でしたら設立と書いているところです。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

川上委員の方から、河川管理者は本当にやる気があるのかというご指摘がありました。

確かにこの記述だけでは、まだ殆ど具体性がないようなことです。そうかといって、今、村井調査官が言ったように、非常に細かな具体的なところまで、今の段階で、我々としてもまだ決定もできていませんし、記述できないところがあります。しかし、これからの第2稿に向けて、できるだけこういうイメージで考えてきたところがわかるような資料を、また出していきたいと思っております。

それから、1点ちょっとこれは確認しておきたいのですが、資料2の1ページの「1. 自然環境班」のところで、実は3)の(1)で「便益/事業費の評価の観点が欠落している。」と書いてあるのです。私どもの説明資料(第1稿)でもそうですし、それから個票においても、いわゆる環境についての事業対効果ということについては、これは一切、確かに書いてありません。

ここでお聞きしたいのは、特に環境の修復とか保全ということに関して、その事業費は出るのですが、効果ということについて、本当に経済的に、まさに金額として出せということなのかどうかということなのです。無理やり、いろいろなやり方をすれば、いろいろな仮定を置いたら出るとは思います。しかし、本当にそういうことでよいのでしょうかということが1点あります。

それから、仮にいろいろな設定をして、或いは割り切りで数字が出たとしても、それが仮に1を割っているとした時に、例えばワンドの復元であるとか、ヨシ原である鵜殿の切り下げということ、こういうことで1が出ませんからやめますということによろしいのでしょうかということがあります。環境・利用部会の方でご議論なりして頂いた上で、何か効果を兼ねて出せと言われるのなら、これはいたし方ないのですが、どうもちょっとそこが私は理解できないということです。

## 谷田委員

これは部会や検討班で議論したわけではありません。従来、環境のために非常に国土交通省全体として努力なさせて、大きなコストをかけられているのですが、ベネフィットを出しなさいという話ではないのですが、どれくらい環境が改善されたかという評価はしなければいけないだろうと思います。

そうしますと、これは前回の部会が終わってからお話ししたことなのですが、かけたコストを横軸に回復された評価を縦軸にとった場合、決して直線で上がらないと思いますよ。恐らく頭打ちの格好になっていく、或いはロジック型の格好になります。そのカーブの上で最適というか、かけたコストに対して一番よいゲインが得られるようなコストをかければよいのではないかというのが、私の個人的な考え方です。もちろん、評価をお金に戻せということは、私は個人的にもちらっとも思っていません。そういう説明でよいでしょうか。

## 宗宮部会長

ベネフィット・アンド・コスト（便益と事業費）の考え方は、まだまだこれからたくさん出てこようかと思います。

## 山村委員

私も国土交通省の政策評価のコスト・ベネフィットの勉強をずっとしているのです。これはいろいろ誤解がありまして、費用効果分析と費用便益分析とは違います。環境の評価をどうするかといった場合に、定性的評価と定量的評価があるわけですし、先ほど宮本所長が言われていたのは、どうも定量的評価の方をいろいろ頭に置かれて言われていると思います。しかし、環境の場合には、数値で定量的に出すのは非常に難しいわけで、アメリカでもやっているのは、皆、定性的な評価です。

定性的な評価というのは、要するに一番よいのは、その次が、その次が、その次は×というような評価方法です。言葉で言いますと、一番よろしいとか、ややよろしいとか、そういう形で定性的評価をしていくということですね。

但し、そういう定性的評価をするのは、1つの案だけではうまくいかないわけで、やはり代替案を考えて、A代替案では定性的評価はこうなると、B代替案ではこうなるとということによって比較できるわけでありまして。

それともう一つは、環境についても、数量で評価する事業についてそういうことをやっているところもあります。今私がちょうど関わっているのは、広島市の都市交通の場合ですけれども、それについては、環境についても10項目くらい分けまして、数値をつけております。一番問題になりますのは、原単位がありまして、それに対して重み付けというのをどう見るかというので違ってくるということなのです。それは非常に詳しく研究したものがありまして、結局、環境の10項目についても、それぞれ1とか2とか3とかをつけてやった結果、その事業では地下式のものが便益分析では一番よいのだという結果が、非常に詳細に表で分析されているのです。

ですから、そういう方法でやれば、普通は定性的であるけれども、数値的にも表現できないことはないと思います。

宗宮部会長

この辺り、まだまだご意見はたくさんあるかと思いますが、一たんここで10分ほど休憩をさせて頂いて、20分から再開させて頂きます。今度は、各班の持ってらっしゃるような問題を個々に少しずつ詰めまして、本日、締めの方へ持っていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

それでは3時20分まで休憩に入ります。時間になりましたらお席に戻られますよう、お願いいたします。

〔休憩 13:00～13:20〕

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

それでは再開させて頂きたいと思います。部会長よろしくをお願いします。

宗宮部会長

幅広く議論頂きましたが、各班で最初にご報告頂いたように、問題点の提示、或いは議論をした方向というのは出てまいったのですが、後半のところでもう一度各班の方で何か議論する点が残っていたかどうか、或いは、他の班の委員から、それぞれの班へ何かお聞きすることがあるかどうかというのを出して頂きたいと思います。

是非、これからは、河川管理者の方へも質問ばかりではなくて、建設的にこうして下さいと出すような方向で最後はしていったらと思っていますので、ひとつよろしく協力のほどをお願いします。

最初ですが、また自然環境班の川端委員の方からお願いします。

川端委員

資料2に基づいて、もう一度整理させて頂きたいのです。

資料2に挙がっている議論された項目に関しては内容の濃淡がありまして、まだまだ議論しなければいけない面がたくさんありますし、立場が違えば、やり方なり考え方も違ってることが多いと思います。その1つの代表として、先ほど来問題になりました、便益・事業費の比の問題とか、それを方法的にどうするのかという問題は具体的に考えないと、どうしても具体的な施策が出てこないという意味から、是非こういうことは議論した方がよいのではないかと思います。

それから、環境班全体の意見のまとめというよりも、私がちょっと気づいた点なのですが、基準というのは、言いかえれば提言でもあるわけです。提言を具体的に示すため

には、具体的な物とか数字等が必要になってくると思います。基準の考え方としまして、社会的な価値観、或いは考え方、それをどのくらい踏まえて施策を考えていくかというのが、非常に重要になるのではないかと思いますね。

例えば、1960年代の自然は一体何が基準になっているのかという問題があるわけです。今の世の中の価値観、或いは考え方と照らして基準について考え直してみますと、例えば世界的には地球上の生物の資源を保全しようということで、例えば生物多様性条約というものがあまして、日本もその中には入っていて、いろいろな省庁で取り組んでいます。そういう枠組みも1つの基準になるのではないかと思いますから、そういう枠の中で、提言から施策への流れがきちんとしているのかどうかということも、1つの見方だと思います。

それから、5)の(3)に、過去の事業の評価がきちんとしているのかというご意見もありました。これに関しても、例えば環境アセスメント法案というのが日本でできて、その枠の中にこういうものがおさまっている、それも1つの基準ではないかと思います。基準というのは多重構造になっています。今後の30年先のことを考えていくわけですから、なるべく大枠の基準に合っているか、合っていないかというのは、常に見ていく必要があるのではないかと思います。

話をまたもとに戻しますけども、例えば生物の多様性を保全するというのを1つの基準に考えれば、そのためにはどうしたらよいのかということを考えることになるわけです。例えば私たちが議論した点として、絶滅の危機に瀕する生物のみに注意を払うのではなくて、周りにいる、いつでも見る普通の生物、具体的に言いますと、いろいろな魚種なり生物が出てくるとは思います、そういうものが生きていけるような環境を守っていく必要があるということです。それも生物多様性をいかに保全するかという考え方と密接にリンクしていると思います。つまり、生物多様性を保全するということは、普通の種も希少種も守るということにつながってきます。

総論になって申し訳ないのですが、基準というのを多方面から一度考え直してみても、どの枠組からはみ出ている、どの枠組みの中に入っているのか、そしてその枠組みというのは、これから目指す世の中の価値もきちんと踏まえた枠組みを見ているのかどうか、それを注意すべきではないかと思います。

具体的にどのように自然環境を修復し保全しつっていきのかという問題になりますと、かなり工学的、或いは、法的な考え方とかいろいろな問題が出てきて、難しい面があります。それで、まだまだ十分に議論をする必要があると思いますが、物を考えやすくするために手っ取り早い方法としては、一応ここに挙げました論点及びその具体的な内容について、他の班から、このように考えたらよいのではないかと、そういうことに縛られないでこう考えたらよいというご意見を頂けたら、自然環境班でも、もうちょっと深い議論ができるのではないかと思います。

先ほど、便益・事業費の問題が出てきましたけども、そういうことにも密接に関わってくるのではないかと考えます。



#### 宗宮部会長

今のような自然環境班からの話で、各委員の方、まだこれが足りないとか何かありましたら、谷田委員でも、是非、ひとつよろしくお願いします。

#### 谷田委員

川端委員がおっしゃったところに問題は尽きているのですが、この前の会議の時にかなり議論をしたのは、自然が自然をつくる、或いは川が川をつくるとは何かと言った時に、どういう仕掛けをしてあげようといったことについて、具体の例で議論しました。

コストも下げることができますし、本当に川につくらせないとい自然はできない、自然に再生するような再生事業をしなければいけないという議論を、時間をとってやったように思います。追加としてはそれくらいです。

#### 柘屋委員

自然環境班の話で、1)の(1)のところで「立ち入り禁止区域の設定」というのがあるので、その辺は、先ほど本多委員から、あまりそういうことをすると、またかえっていけないのではないかというようなお話がありました。具体的にこういうのはどうするのかというアイデアはあるのでしょうか。

#### 川端委員

これは理念として、立ち入り禁止区域をつくれれば、そこでいろいろな生物が環境をつくれますし、その環境に支えられたまた別な生物社会もつくられていくであろうと思われます。ですから、そういう場所をせめてつけれないかという提案なのです。もし、それが具体的に管理上できるのであれば、是非そういうものを実現させて頂けたらありがたいと思います。

先ほど言いましたけれども、生物が豊かな川とはどのような川なのか、それが今わからなくなってきました、身の回りにありませんから。手をつけないで生物が作り上げている生態系というものはこのようなものなのだという手本がありますと、それは非常に貴重な場所になるのではないかと思います。ですから、こういう工法で、この場所につくれといった議論まではまだ行っていません。

#### 山村委員

今の質問に関係するわけですが、2つのマップといいますか、計画が必要ではなかろうかと思えます。琵琶湖淀川水系の全体としての保全計画みたいなものです。この地域は保存しなければいけないとか、或いは、この地域については観察のための利用はよろしいとか、ここはいらってはいけませんというような、1つのゾーニングマップみたいなものをつくるという発想はないのかどうかという点です。ゾーニングができますと、ここは利用禁止だとか、ここは何に利用したらよろしいとかいう利用計画が今度出てくると思えます。

そうしますと、先ほどから問題になっております水面利用調整委員会というのは、判断

する時にゾーニングが一種の基準となって、利用を継続するかどうかとかいう判断ができるのではなからうかと思えます。ですから、そういう基準、ゾーニングみたいなものがないと、新たな利用、或いは利用の継続というのはできない、判断が非常にしにくいということだと思えます。

それから、もう1つは、今までの保全の形なんですけども、昔の姿に戻すということになれば、今度は、30年にわたる再生計画みたいなものが要るのではないかと思えます。そういうことについては議論されなかったか、ちょっとお伺いしたいと思えます。

#### 川上委員

提言の4-5のところ、多自然型川づくりからの脱却とか、それからその次の項に、河川環境自然再生化計画というのがあります。今、山村委員がおっしゃったところと関連するところなのです。実は、河川環境自然再生化計画というのは、私が原案を出した時には、自然再生化計画ではなくて再自然化計画だったのですよね。それがいつの間にか自然再生化計画になっていまして、ちょっと見直してびっくりしたのです。

川端委員のご説明にありました、「何もしない区域」「立入り禁止区域」等を設けるといふことも含めて、再自然化という概念で私は考えて書いたつもりだったのです。

#### 和田委員

自然環境班の流れの中でいろいろな論点がまとめてあります。これに関して非常に大まかなレベルでは、例えば自然が自然をつくる、川が川をつくる理念をきちんと出せと、そういう大きなところではこれは非常によいことだと思えます。

実際にこの理念を具体化する時に、私は川端委員とは基準という言葉の使い方が全然違うのですが、評価するための指標というものをつくっていかねばいけません。その時に一番大事なのは、何が全然わかってなくて、何がわかっているのかというのを整理しておかないといけません。実は殆どわかってないのですよ、私個人の意見としては、これでは何の実行もできないという気がします。

皆さまご承知の通り、自然環境の議論は、ある意味では、この流域委員会ができてから本格的に始まったようなものです。ですから、それまでに我々がこういう観点で、非常に大事なところを勉強しているかといったら、これからなのではないかと思えます。

文章としてはすごくよくて私は賛成ですので、今の時点で直観的に、こういうことをするためには何がわかってないのかと、それを是非整理して頂くということが非常に大事なのではないかというのが、私のコメントです。

それからもう1つ、水質についてですが、機械で測ったからよいというものではなくて、人間の目というのは非常に正しいと思えます。これは中村委員に聞くとわかると思えますけど、実は今の琵琶湖の水質基準である、例えばCODが1ppmということは直感で決めているわけです。理屈で決めようとしても、わからないことが多過ぎて、直感是非常に正しいと思えます。

その辺のところの整理を今しておく必要があるのではないかというのが、コメントです。

## 川端委員

今、和田委員がおっしゃった中で、わかっていることとわかってないことをはっきりすべきであると、それはもっともなことです。ここの項目で書いてある中には、現在データを取りつつあるものも含めて、わからないものも含めていますが、方向性を示したと考えて頂ければよいと思います。これは私たちの研究テーマですし、そこから出てきた成果を、提言のところに裏打ちする形で出していく義務があるのではないかと思います。

## 田中真澄委員

私は住民参加にも入っているのですが、いろいろなことで重なり合うといいますが、同じようなことを言われなければならないことが出てくると思います。

1 つには、例えば自然環境班で、多様な考え方、知識、技術を生かした住民参加のあり方を具体的に検討する必要があるというところがあるのです。或いは、情報を共有する施策の検討が必要だと思います。このことについては、住民参加部会でもかなりいろいろ議論されているのです。これを具体化するために、先ほど山村委員がおっしゃったように、行政側からのいろいろな一方的な考え方ではなくて、住民参加でできるような、例えば水質の問題にしてもそうなのですが、両方を共有し、或いは認識を共有するための手段として、河川条例は当然入れるべきだと思います。

例えば水質の問題で、これは紀平委員にもお聞きしたいのですが、川の調査や、魚等を日夜研究しておられるわけですが、とった魚等は食べ物として食べられるのでしょうか。そういうようなこともちょっと聞きたいのです。

## 紀平委員

淀川では、私はあまり食べません。というのは、油臭いです。ウナギもコイもフナもアユも全部、重油のおいがします。アユでしたら3匹くらいまで食べられますが、それ以上は嘔吐をもよおしてあまり食べません。モクズガニもいますけども、2匹でたくさんですね。3匹くらいから鼻についてきます。それから、ずっと下の方、河口域にヤマトシジミがいますけども、これはみそ汁にして、なべをぱっとあけた途端に何とも言えないにおいがします。

かつて、森下委員が十三のところで住民に聞かれて、食べられますよという話をなさいましたが、私はその後、森下委員に実際に茶わんに1杯食べましたかと言ったら、いや1つだけだよと、食べられませんよ、本当に、もう臭くてとおっしゃっていました。

アユは今上っているのです。実際に一昨日も毛馬の閘門のところに行きました。そしたら、7、80匹釣っているのですよ。さびきで釣っているのです。釣っている人に皆聞いたのですけども、殆ど全員が食べませんと、臭くて食べられたものではないと言います。

私は夜、ウナギを河口から下でたくさん釣っている人を見かけたのですよ。もう50本くらい投げているのですよ、投げ釣りを夕方から。満ち潮に乗ってウナギがやってきます。その人いわく、80匹釣ったと言っています。それで亀岡に持っていくそうですね。そこで

一月くらい真水で飼っていたら食べられるということです。それを市場に出しているという話です。でも、私はワンドでとったウナギも食べましたけど、臭くて食べられません。

私がいつも言うのは、水質は絶対に水だけではなくて、水をとったところの底質とセットで水質を考えて欲しい、そういう基準をつくって欲しいということです。魚は泥をつついたりします。ですから、それを吸うわけです。水だけではないのです。貝もそうです、泥のところにいるから。微生物とか細菌類は、水底のちょうど泥の上表面が、分裂して非常にたくさん繁殖する場所なのです。ですから、その辺をセットにして、是非水質調査の基準に入れて欲しいと思います。

#### 田中真澄委員

魚が食べられる水質の基準とは一体何なのかということです。或いはまた、その魚たちが生きられる、生息していける水質の基準とは一体何なのかということです。水質の基準といっても、本当に様々あると思います。やはり生命が生きられる、命を育めるというのが、一番肝心な水質の根本だと私は思っているわけです。

先ほども60年代の川だとか、或いは川が川をつくるということで、よい言葉だったのですが、川が川をつくるというのは、もう厳しいのではないかと思います。むしろ、人が川をつくるという方向の方が、これからどんどん進んで行くのではないかと思います。もちろん、こういう言い方をしたら皆さまにしかられるかも知れませんが、あえて言うなら、川の原風景といいますか、川の原型といいますか、そういうことになれば、やはり公益的機能のある豊かな森林河川、そこにその生態系の中に生き物たちが育まれている自然の摂理、それが川ではないかと思います。

ですから、できる限り川を何とか保全していけるように、まず水質保全の環境が大事ではないかと思います。それをするには、先ほどからいろいろな意見が出ていますが、和田委員もおっしゃったように、では、具体的に何がわかっているのだろうということがやはり問題だと思います。多分、何もわかってないのだろうとおっしゃっておられたのですが、私もその通りではないかと思います。

そういう意味では、河川法という難しいもので人々が参加し共有していける、そんな簡単なものではないと思います。そういう意味では、環境やいろいろな生き物たちに、認識、共有の意識を持てるような優しい条例をつくって、少しでも意識が増えていくような、その辺を出発点にしていかないと駄目だと思います。先ほど本多委員も言われたように、家庭から出るいろいろな排水にしても、自分たちのライフスタイルにしても、なかなか意識が芽生えてこないと思います。初歩的な出発点からまず進めるためには、条例をつくって、行政と市民とで共有していく必要があると思います。そのためにも、提言の中に河川条例というものが入っていたと思いますが、私は是非これは入れるべきだと思います。

#### 紀平委員

先ほどの話ですけども、上流域ではないのです。私が言っているのは、大堰によるバックウォーター、枚方から大堰の間、或いは河口にいるヤマトシジミの話であって、木津川

とか宇治川とか桂川ではそれぞれ食べておられます。誤解を招いたらいけないので申し上げますが、枚方大橋から淀川大堰までの魚の話です。

それから、上ってくるアユについては、毛馬の閘門から淀川大堰の右岸側でとれているアユですね。アユは実際に私もてんぷら等、いろいろして食べましたけれども、やはりにおいがして食べられませんか、釣って帰る人も食べていないという話です、かなりの人がね。誤解を招いて木津川の上流の人にしかられますから。

#### 渡辺委員

先ほどから基準の話が出ていますが、これは難しい。油臭くても、食べようと思えば食べられるのです。他も似たような部分があるのです。食べられる基準等を決めるといのは、非常に難しいのではないかとあります。

それから、これは自然環境班だけではないのですが、1960年代の河川に回復させるというのが提言にもありますが、その時々には基準というのがあります。ですから、1960年代を基準にして河川づくりをするのかと、そういうようなことが感じられるのですが、他の方々はどのようにその辺を解釈されているのか、伺いたいのです。

#### 山本委員

私の感じていることは、例えば1960年代の川を目指すというのは、私たちが知っている時代であって、私は1960年には2歳か3歳なのですけれども、その頃そこで泳いだ、こんなことしたということ、だれかに聞くなりしたぎりぎりのところというイメージなのです。もしくは、自分自身が小さい頃にそこで川遊びを体験して、その川がどうであったかというのを知っているぎりぎりの時代というのが、40年くらい前というイメージなのです。

世代交代ということを考えた場合に、今後2、30年先を目指した河川整備をしていくことというのは、自分たちが見ることはできないかも知れませんが、自分の子供か孫か、知っている人間がそこを見るであろうとか体験するであろうという、具体的にイメージがわく基準だと思います。ですから、やはり人間は努力もできますし、それに向けて何らかのイメージがわくのではないかと考えているわけです。

出てきている説明資料(第1稿)とか私たちが出した提言でも、こういうことを子供か孫の時代に実現して欲しいという希望のようなものもありますし、無理かも知れませんが、これから目指す世の中の価値というものを踏まえたものでなくてはならないと思うわけです。

多分、何十年か先になりますと、その世代が体験したであろう、一番さかのぼった時代というのがまた基準になって、自分の小さい時に体験したものとか、伝承でも、おじいちゃん、おばあちゃんから直接聞いたことでも、その川がどのようなであったかというのが具体的にわかっていることをベースにして、またそこから悪くならないように、持続可能な世の中にしていきたいと思いますというような発想で続けていくようなものが、河川整備の基本かなと思っています。

例えば、私が所属しているのは利用班なのですが、利用のところで、現在こうであるから無理であるとか、難しいということがあるのです。それで、調整が必要であるとか、話し合っていく過程で、今後どうあるべきかというようなことを、皆さまで共通認識として持っていかないといけないとか、イメージを持っていかないといけないというようなことで、それは今後利用委員会や協議会で話し合っていかななくてはならないことです。今すぐ解決する問題ではないと言いつつ、理念のまま終わらなければ、理想というのがないといけないと思います。

説明資料(第1稿)を読んでいて不安に思いますのは、先ほどの「便益/事業費の評価の観点欠落している」ですけど、欠落していてもやらなくてはいけない問題というのがあると思います。度外視ではないですけど、ある程度、損得だけで決めてはいけない問題というのは、今後、環境に配慮していくとか、持続可能なものを目指すという時には、そういうものが大事だと思います。

具体的な事例というのは、今まで全然話し合われてないので例が悪いのですが、例えば、説明資料(第1稿)の中にも出ていますが、ダムで水質の改善に曝気装置をつくるということで、その費用を便益とか事業費の評価の観点に照らして、それをずっと続けていかないといけないというのはどうなのだろうとか、そういうことも考えて、これからの河川整備計画というのを考えてもらわないといけないと思います。

よいか悪いかというのは、私は素人ですからわかりません。曝気装置以外の手段はないのですかとか、維持管理費があまり毎年かからないような手段というのは考えられないのですかとか、それくらいしか思いつかないのです。

#### 宗宮部会長

いろいろな話が出てまいりましたが、1つは1960年代の状況を目指すということに対して、どういう具体的な評価、或いは数値を出すかということがあります。先ほども山村委員の方から、インベントリー(目録)という形で、生物であれいろいろなものを出した上でどれに従うのかというようなところを出しておく必要があるだろうということがありました。

自然そのものを再生化する、或いは再自然化をするという言葉も出てまいりましたが、環境が大きく変化してきている段階で、元へ戻すということ自身が非常に難しいことですから、先ほどあったような希望的にこうありたいというような状況を提示しておいて、そこへどれだけ近付けるかだと思います。生物であれば何種類くらいに、できればそちらへ持っていきたいということだけしかできないと思います。それを具体的にどういう手段で、方法論でこれをお願いするかということが今問われているということだと思います。

いろいろな話を伺いましたので、そういった状況も頭に入れながら数値を表記することを考えなければなりません。ただ、先ほどありましたような、条例で決めるということになりますと、他に法律があります。しかもそれは行政目標として設定されたものですので、他の部局が管理しているところもあります。これも山村委員が先ほどおっしゃいましたけれども、住民の力なり地域の力で目標みたいなものを設定して管理しようとしていくのも1

つできますという話もありましたが、具体的に何らかのコンセンサスを得ながらではないと、地域ごとにそういうものをつくり上げていかなないとできないかなという気がしているわけです。

水質の方と利用の方が残っておりますので、時間の関係で簡単に話をさせていただきます。水質の方では、先ほど最初の話をして頂きましたのですが、多分これから詰めて頂かなければいけないのは、要するに琵琶湖・淀川流域水質管理協議会をどういう内容にして、どのようなプロセスでつくり上げて、どう動かして頂くかということが一番大きな問題になっていると思います。それをすることによって流域全体の姿がそこへ行けばわかるというようなものをつくって頂ければ、ここはおかしいよ、あそこはおかしいよということが言えたら、かなりの力になって管理ができるようになるだろうという気がしているのです。

ですから、琵琶湖・淀川流域水質管理協議会というものが、地方自治体とか関連の機関とか、或いは住民の方々の参加のもとにいろいろな情報が全部集まって、それを毎日管理できているというようなものができればよいのではないかと思います。もしそうなった場合にはこんなことがあって欲しいというようなことを是非伺いたいと思っております。特に、先ほどから住民の参加等いろいろなご意見が出ていましたので、その中へ取り込めるような形で、住民情報をもっとどこにでもよい、ずっと取り入れられて、今日、明日にも評価し、監視につなげられるような体制がとればよいなという気がしているわけです。

あとは、どこで管理をしますか、どういう基準で管理をしますかというような時には、確かに水質をやる者としては水質値が欲しいのです。ですが、それは先ほどありましたような、例えばある人には食べられるけど私は嫌だというような、こういうにおいがして駄目なのだというような個人の嗜好とか感覚でも入ってきますと、これはなかなか難しい問題になってまいります。ここから下はよいのだけど、ここから上は駄目だとか、魚は臭くて食べられませんというようなことを淀川で言ったら、では、瀬田川で網を打ってやっているのはどうしてくれますかというような話が表へ先に出てきてしまいますから、これもまた問題であるということなのです。

しかし、数値が表現できない以上、そういった何らかの魚が食べられるようなというのは、慢性的な影響をそこにきちっと表現しているということであれば、これは1つ完全な指標になってきますから、それを我々は強く受け入れて、指標というか判断材料の1つとして入れておく必要があるということになると思います。

急性毒、慢性毒、或いは亜急性とかいろいろな判断基準があります。水道は水道で基準をお持ちですし、或いは農業用水は農業用水、工業用水は工業用水それぞれ水質値をお持ちなのです。ですが、それを河川サイドではどうするかという話の管理目標のようなものが、地域の人たちの合意のもとにでき上がっていけばよいと思います。

ましてや、これから河川をもう少し地域の人たちにオープンにして水辺を使って頂くという立場になってきますと、水辺自身の安全性とか、或いは個人の責任がどこまでかというような問題と兼ね合ってきますから、地域での水辺を使う時の教育体系みたいなもの、こうあって欲しいという地元との連携みたいなものをもっと詰められるような場をあちこ

ちにつくって、ここは泳いでは駄目だとか、ここから先はこういうのを守ったらよろしいとかいうのをつくって頂ければ、もっと近くへ人が来てできるようになるだろうと、使えるようになるのではないかとというような気がしております。

今のような管理体制とか監視体制とか将来のあって欲しい姿とか、ご意見をもし頂けるようであれば、次のステップとしてよいと思います。

#### 谷田委員

先ほど紀平委員が言われた観点を是非入れて頂きたいと私は思います。上を流れている水がきれいでも、生態系にとってやはり川底が大事です。底質はこれから考えなければいけません。技術的には底質の分析は結構大変なので、我々はどうしているかといいますと、底質の中にパイプを差し込みまして、そこから水を抜いて、その間隙水の水質を測定すると低質の状態が非常によくわかります。

恐らく、非常に悪い状態ですと、例えば 10cm 下の間隙水をとれば D0 はゼロに近い状態になっています。これは非常に不健康な状態で、これは生態系に必ず影響してきますし、いろいろなものの溶出が起きますので、油臭いとか、そういう問題も起きてくると思います。間隙水の採取というのは以外に簡単ですので、これも将来的にはルーチン化できる技術ですから入れて頂きたいと思います。

それから、やはり和田委員がおっしゃったように、人間が測るというのも結構よいですよ。アユを 10 匹食べて、普通の感覚の人が、油臭いアユが 3 匹いるのか 5 匹いるのか 10 匹いるのか、これはなかなかよい指標になりそうな気がするのですが、何かそういうものをどこかで開発して頂くとよいなと思います。シジミ 20 個でもよいです。

#### 川端委員

谷田委員がおっしゃった、人間の判断力への信頼なのですが、ある意味ではそれはすごく正しいと思いますけれども、それが非常に容易に崩れ去る場合もあるということも一方では考えておく必要があるのではないかなと思います。いつも油臭いものを食べていたら、それが普通の魚の味と考えるしまう可能性もあります。

そういう意味で、何も手をつけない河川のところに例えば生きている魚がいたとしたら、それと比較できますよね。ですから、常によいものを残しておく努力をして、あとは汚いものを食べようが、臭いものを食べようがその人のそれは自由で、そこら辺の判断材料の多様性も是非保全しないといけないのではないかなと私は思いますけど、どうですか。

#### 谷田委員

ただ、よいものを食べるトレーニングはやはり要るわけです。化学調味料を食べられていると化学調味料に対して反応できなくなってしまうのですが、食べなければきちんと反応できるので、判定士は多少プロフェッショナルな味覚がやはり要るのではないかなと思います。これは今後の課題です。



## 江頭委員

先ほど琵琶湖・淀川流域水質管理協議会の話が出ましたが、水質管理をしていくためにはこういうものがうまく機能して、将来的にいわゆる住民参加型の協議会になっていくようなことが望まれるわけですが、この件についてはいろいろ議論があります。

そのもとになる水質のモニタリングについてご質問したいのですが、例えば河川の水量がどういう時に測って、どういう間隔で測って、それから流れ方向にどれくらいの間隔で測ってということが適当にできないと、なかなかうまくモニタリングできたということにはならないと思います。例えば、測ったデータを分析して、これはどこに原因があるのか、そこが突きとめられるようなモニタリングになっているのかどうか、そこら辺はいかがでしょうか。それが1つ質問です。

それからもう1点、それぞれの委員の方々に専門分野が相当違って言葉がなかなか通じない面があるのですが、先ほど基準の問題と河川環境の測る基準の問題が出ていましたけれども、私はどちらかというと物理現象の方を勉強しているわけですが、川を見ていて、例えば川の中にずっと草が入ってくるとか木が生えてくるとか、そういったものが一方的にならないようなものが1つのよい川、もう少し一般的に言いますと、現象が一方に進まないような状態がよい物理環境の状態ではないかと思いますが、こういう言葉は理解して頂けますでしょうか。

河川のダイナミクスからいいますと、そういう言い方になるのです。ひいては、1960年代の川というのは、そういう目で見るとどういう状態であったかというのはよくわかりませんが、当時は、戦後、国土が非常に脆弱で、山がかなり荒れていた時代があるわけです。土砂が随分川に入ってきて、川底というのはずっと上昇傾向にあって、洪水が頻発していたわけです。川には草も木もない状態というのが随分多かったと思います。流れは非常に分裂していて、瀬と淵が方々にあって、水遊びが方々できて、水泳も至るところでできたという、多分そういう状態に近いのだと思います。ただ、1960年代の1こまを見ると、それはよかったかも知れないのです。

何を言いたいかといいますが、1960年代のある1こまはよかったかも知れないけれども、本当にそうかということも考える必要があるわけです。今、私が思っていますのは、先ほど言いましたように草や木が一方的に川に入り込まない、河床材料が一方的に細かくなるとか、粗くならないとか、適当に動いている、そういう状態がやはり1つの川の見方になりませんかという1つの提案です。

## 宗宮部会長

モニタリング関連のことで、何か問題が起こったら、原因究明できるようなシステムに今なっていますかというようなお話がちらっと出ておりました。これはむしろ緊急時対策のモニタリングであれば、水道サイドの連絡網等かなりきっちりでき上がっています。

ただ、河川管理上どうかという話になってきますと、水道というある種の利水目的を持った問題上は問題なのですが、河川上問題ですかと言われたら、またこれは話が違うというようなことはあるかと思います。多分利水の目的ごとにこの辺はレベルが変わってく

る、測定頻度、測定項目でも変わってくると思います。その辺はこれから詰めて、どういう目的でモニタリングをやって、どういう監視をするかというのは、場所がかわればまた項目も変わってくる可能性がありますので、これからの話で出てくると思います。

それから、後の方の話はなかなか難しくても私も十分理解できなかったのですが、片一方では物理的な河川の変形が常時起こってくるということに対して植生も当然つれて変わるわけです。ですから、一方的にどちらかから植生がどんどん繁茂してきてしまうような状況、自然のままにする、川のままにするといったらそうになってしまうのではないかということのお話なのでしょうか。

#### 江頭委員

もう少しわかりやすく言いますと、砂が動いているところには植生とか、そういったものは入ってこないわけです。例えば河川に州がありますという時に、州は水がかぶらないと、草が入って、次には木が入ってくるわけです。木が入ってきますと砂州が動きにくくなって、ちょっと出水があると底にまた砂がたまって、いわゆる流れが固定されてしまいます。そうすると、川としてのいわゆる多様性、下層の意味で多様性がなくなってくるということになってくるわけです。一方的に進んでいくわけです。それがまた進み過ぎますと、洪水があった時に今度はそういう植生が抵抗となって洪水が起こりやすくなるということがあると思います。

ですから、現象が一方向に行っているといふことがないのです。いわゆる治水上の問題でも、物理的な環境の多様性の面でもよいことがないと思います。要するに、適当に変化してないといけないということです。

#### 宗宮部会長

いろいろなものと絡んでくるのではないかと思います。植生もそうですし、河川断面形状をいかに保持するか、管理するかという問題との兼ね合いもかなりあるのではないかなと思います。どういう管理の仕方をすれば一番よい砂州のでき方がして、植生にも影響しないとか、いろいろなところへ影響してくるのではないかと思いますので、是非何らかの知識があれば、定量化できれば入れていくとしたらよいなと思います。

#### 江頭委員

先ほど水質の話をして頂きましたけれども、いわゆる川のサイドから水質を測って、それを1つの基準にして、生産源を特定していくというような、そういうやり方が1つにはあると思います。そこまでは河川管理者は考えられないのでしょうか。

要するに、利水の立場からは水道のために取水していますから、それは刻々水質データというのは入ってくるわけです。しかし、河川の水質を管理するという立場からは、そういうデータでは間に合わないのだと思います。例えば、河川の流域を何区画かに分けます。そうしますと、A地域は生産源がたくさんあるということがわかるような測定ではないと、多分提言に言っておられるような水質管理というはできないのではないかと思います。

## 宗宮部会長

確かにおっしゃる通りでして、私どもも最初にも申し上げましたが、今のところ環境基準にのっとって河川を管理する水質レベルは、月1回の水質データで管理するという事なのです。江頭委員がおっしゃるような時間とか分とか日常オーダーでの管理、つまりここから何かが入って下流に行ってどうなったというところまでの管理はまだちょっと入り切れてない、是非そう入って欲しいと我々も思って水質班の中では検討はしております。

例えば農薬がここから何月何日に入ったからあそこが怪しいよというようなところまで、個々の1つ1つについてのディテクション(検出)が大変難しいものですので、ましてやナノグラムとかピコグラムのようなものを瞬時に測りなさいと言われても殆どできません。これは順番があろうかと思えますけども、そういうようなものができる方向へなるべくモニタリングシステムをレイアウトするなり、或いは今あるものを機能アップするなりというようにところでやって頂きたいと考えてはいるところなのです。

最後になってしまってあまり時間がありませんが、利用班の方で何か一言まだありましたらどうぞお願いします。

## 梶屋委員

あまりもう申し上げることはないのですけれども、水域の利用に関してはやはり水質が問題だということで、これは水質班とコーディネートしながら何かしていかなければいけないのではないかと思います。説明資料(第1稿)を見ているといろいろな工夫をなされていますし、それはフォローしていけばよいのではないかと思います。

それから、水陸移行帯利用というのは利用の中に入れたのですが、本当はここにあるのがよいのかどうか、自然環境の中の生物保存とか、そういうところに入るのではなからうかという気がしますし、その辺もまた自然環境班で十分議論して頂ければよいと思います。

この中で一番問題になったのは高水敷の利用に関して、これは4月10日とその前の3月27日と2回にわたっているという議論をされて、結局新たな河川利用委員会というものの中身について具体的に詳細に情報を提供して頂きたいということになっています。この辺は、例えば住民等は目の前のを使うということだけしか頭がないので、先ほど山本委員がおっしゃったように、川そのものに対する考え方というのを認識してもらうような方策が必要ではないかという気がいたしました。

あとは4番、5番は河川管理者の方にお任せすればよいのではないかと思いますけど、6番についてまた別途検討して頂いた結果を話して頂けるということになっていますので、これくらいしか言うことはないのです。

## 宗宮部会長

今のようなところですが、何か特に今までの話の中で、主として利用班に関わることで何かありませんでしょうか。

#### 紀平委員

この2番目の水陸移行帯利用というのは、何となく言葉がなじめないのです。だれが利用するのか、ここを河川公園にでも使うのかなとか、逆にそういうような感じがして、水陸移行帯利用という言葉は是非取って欲しいと思います。

前半部分で水陸と水辺移行帯という話がありましたが、またここでぶり返すようですが、私のイメージをちょっと聞いて下さい。「あした浜辺」という歌詞の歌がありますね。浜辺ですね。遠浅なのですよ。水辺ですね。水辺というのは水際ぎりぎりのところではなくて、ちょっと陸の部分も含めて、水の中もなだらかな浅い部分も含めて浜辺であり水辺なのですよ。ですから、増水したら僅かな増水でざっと川幅が広がるという感じなのですよ。それをつくって欲しいのです。そのためには高水敷を是非なだらかにしてもらわないと川幅が広がりません。

そういうイメージですので、是非水陸移行帯と水辺移行帯の言葉の説明を十分してもらって、どちらを使われても結構ですけども、私は定義をきっちりして、その時にイメージの図を入れてもよいのではないかなと思います。そうしませんと、言葉だけであれば皆さま感覚が違うのですよ。そんな気がいたします。

是非、水陸移行帯利用というのは人間が使うような感じに思えるのでやめて欲しいなという感じがします。もしこんなところで利用するのであれば草野球程度の人間の利用、あとは河川の生き物たち、動植物の繁殖場所利用という感じです。

#### 柘屋委員

この辺はちょっと悩ましいところで、水陸移行帯という言葉はどこにもないからどこかに設けて、何とか使わないようにするということを書かないといけないというご意見があって、無理やりここに入れたということもあるのですが、やはりそういう趣旨で本来の趣旨にかえるべきと私も思います。

#### 細川委員

先ほどから数値的に目標を掲げることができるかという話が出ていましたけれども、高水敷の利用というのは一番はっきりわかりやすいのではないかと思います。1960年代の頃に一体どれだけグラウンドとして利用されていたか、公園として利用されていたかといいましたら、はるかに数は少なかったはずですし、その頃に戻すというのは、はっきりした数字でその当時にあった数までまず減らすということは言えるのでしょうかと思いました。

本当に高水敷の利用以上に住民の関心の集まる場所もないですけども、それだけに川が変わったという印象を与えるのも一番この場所だと思っています。高水敷を切り下げることができれば、本当に川の形状というのは大きく変わりますし、グラウンドを閉め出すのかということをはっきり言ったらいろいろ言われてしまうのですが、そのことがどれだけ進むかということが河川整備を随分変えるのではないかと考えています。はっきり言ったら文句を言われるかわかりませんが、私はやはりグラウンドや公園を積極的に閉

め出していく覚悟が要ると思っています。

#### 寺川委員

先ほどの水上バイクの問題で発言させて頂いたのですが、資料2の5ページの1のところでも水上バイク等の利用規制を挙げて頂いているわけですが、この表現では弱いのではないかという感じもします。できるだけ琵琶湖での経験等をこの中で反映させて頂きたいということをお願いしたいのです。

いわゆる水質については相対的にまだまだ弱い感じがしているわけなのです。先ほど出てきたように、目で見たと、或いは体で感じたいわゆる水の状態ということと同時に、では今測られている基準となっている数値そのものはどうなのだと、それも不確かというか範囲が狭くて、もっと多岐にわたって水を調査していく、そういう必要性もこの水上バイク等の問題を通じて感じました。

水質は底質も含めて測るべきというご指摘は非常に重要なことで、ここで指摘しています特に PAHs、多環芳香族ですけれども、これは発がん性物質なのですが、これは底質を調べないとわからないということです。しかし、これも殆ど調査は行われておりません。そういう状況の中で、ただ一部の調査で水質を評価しているという感じがするわけです。さらに排気ガスについても自動車の排ガス規制というのはあるのですが、水上バイクとか漁船等は排ガスの規制がないわけです。

そういう意味から、非常に劣悪な状況の中で水遊びしているという実態もありますし、その他いろいろな諸問題がありますので、そういったものも含めて、この種の利用についてきっちりした方向を是非出して頂きたいなとお願いしておきたいと思います。

#### 川上委員

今日の各検討班から出てきた文書と、報告の内容を聞いておまして、自然環境班は大変しっかり取り組んでいらっしゃると思う反面、利用班は我々が出した提言をもう1回見直して書き直す検討をしてらっしゃるのではないのですかと申し上げたいのです。我々の出した提言が説明資料(第1稿)や整備内容シートの中にどれだけ反映されているかということを検討して、それで我々の考えていることをもっと盛り込んで欲しいということをお伝えするのが今行っている検討ではないかと思えます。ですから、2年間かけて議論した理念とか、提言の再検討をここでやる必要はないわけで、そのことをきちんと意識して進めて頂きたいとお願いします。

#### 宗宮部会長

是非できるようにまたお願いしておきたいと思えます。

今日一言も何もお話し頂かなかった中村部会長代理に一言、最後にまとめというわけにいかないかどうか分かりませんが、お願いしたいのです。

## 中村部会長代理

今日、いろいろなご意見と申しますか見解が出たのですが、先ほどの河川管理者の方からのご発言にもあったように、説明資料の第2稿に向けて具体的に現在書き込まれている計画をどのように膨らませていくか、特に、膨らませていく際に、提言の趣旨をいろいろな形で表現されてご発言があったことを、どのように咀嚼していくかということに尽きるのだと思います。

そうしますと、そのプロセスが、これから時間の問題とか、流域委員会の果たす役割とか、委員会が終わった後にどうするのかというようなことが非常に重要になってくるのだと思います。

その時に河川管理者の方をお願いしたかったのは、具体的整備内容シートの下にスケジュールというのがあります。そのスケジュールの中に、調査検討という項目で赤線の部分と、それから点々のブルーの委員会設置等がプレートにあります。

特に自然環境の部分については、実はある時期にあることを検討して結論を出してできるものと、ずっと持続的にそういう検討なり調査なりを継続していく中で、継続的にフィードバックされながらやっていくものがあるわけです。

環境の分野のプレートごとに赤線にかくということよりも、多分環境を通して、非常に太い赤線の部分の方が本当はあるのだらうと思います。仕組みづくりのプロセスで、例えばその一端が協議会である場合もありますし、或いは利用も反映されたり、或いは水質が反映されたりするものもあるのだらうと思いますけども、次の実際に計画していく時の検討、或いは委員会に相当するものに、今我々が議論しているようなものが総じてどのように関わっていくかということのプロセスとして、形づくっていくところを少し具体的に検討して頂くのがよいのではないかなと思います。

例えば、そのプロセスがもう少し市民が主役、或いは地域が主役となるような継続的なフォーラムになったり、或いは調査研究がかなり広い地域とか広い参加のもとで継続的に続くようなことを支援するような仕組みであったり、そうすると今上がっている協議会というようなものに市民を参加させるというようなものよりも、もう少し膨らみがあり、多様な形で情報精査したり、計画にフィードバックするようなことができるようなものになるのではないかなという気が私はしているのです。

そこまでいけるかどうかということは別にして、そういうことを次の第2稿に至るまでに若干検討の課題として頂いたらどうかなと思いますけども、それが具体的な私の今日感じた感想なのです。

## 宗宮部会長

確かに、いろいろな具体案が出てきて、それぞれにどういう対応の仕方をするかというのがいろいろなので入っていますが、上下関係で一体それぞれどういう相互関係があるのか辺りは、もうひとつこのままではつかみにくいところがありますので、その辺を加味してというようなことではないかと思います。

ちょっと不手際で時間が延びてしまっておりまして、この辺りで一応部会は閉じさせて

頂こうかと思えます。この後の手順ですが、本日頂いたいろいろなご意見をできる限り事務局の方々に詰めまして、このような話が出たというのをなるべく精査いたします。各班のリーダーの方にもできるならここで一たんお返ししてやるか、いずれにしても本日の成果を4月21日の委員会へ状況報告ということでやらせて頂こうと思っております。ただ、日にちが3日、4日しかありませんので、刷り物にしたり書き物にしたりすることはちょっと難しいかもしれません。ひとつそれでお許し頂きたいと思えます。

若干時間を延ばして頂きまして、せっかく今日昼からお聞き頂きました一般の傍聴者の方々から、これではいけないとか、こうしてくれとかご意見がありましたら是非頂きたいと思えますが、どなたかいらっしゃいますでしょうか。

ありませんか。皆さま満足して頂いたということかですか。よろしいですか。

それでは申し訳ありません、いらっしゃらないようですので、今あった幾つかのご意見を精査することにして、今日はこの部会を閉じさせて頂きます。庶務へお返しします。

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

それではこれにて、淀川水系流域委員会第4回環境・利用部会を閉会させて頂きます。どうもありがとうございました。

以上

### 議事録承認について

第13回運営会議（2002/7/16開催）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

- 1．議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間 2週間）。
- 2．確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
- 3．延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。